

自転車に乗るときは

大切な命

を守るため



ヘルメット

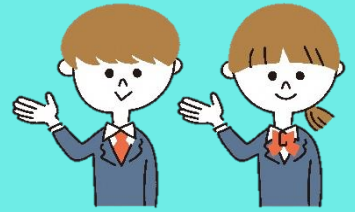
をかぶりましょう

「道路交通法」及び「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、年齢を問わず自転車に乗る全ての人にヘルメットの着用が努力義務となっています。



山形県内の高校に通う

# 高校生の皆さん！



安全基準を満たした  
自転車ヘルメットを  
県内の対象店舗にて

## 2,000円引き

で購入できます！

自転車乗用中の交通事故で亡くなった方の約5割(※)が頭部に致命傷を負っています。  
自転車ヘルメットを正しく着用し、大切な命を守りましょう。

(※)県内で2019年～2023年の5年間に自転車乗車中の交通事故で亡くなった方のうち頭部に致命傷を負った方の割合

### 対象者

県内の高等学校に通い  
自転車通学許可を受けている方  
またはその見込みの方

### 助成期間

令和6年4月1日から  
令和6年10月31日  
購入分まで

### 購入方法

- ①購入申込書を県HPからダウンロード、又は通学する学校からもらう
- ②必要事項を書いて学校から確認印をもらう
- ③事業協力店で購入申込書を提示しSGマーク等安全基準を満たしたヘルメットを購入  
2,001円以上の新品ヘルメットが2,000円引きに！

### 注意

※値引きは対象者一人につき1回限りです。  
※購入申込書を活用せず、先にヘルメットを購入した場合は、助成の対象となりません。  
※助成期間外にヘルメットを購入した場合も、助成の対象となりません。

【問い合わせ先】  
山形県防災くらし安心部  
消費生活・地域安全課  
TEL 023-630-2682 (直通)



詳しくは  
こちらから！



県公式ホームページ